

東京都北区荒川岩淵関緑地ドッグラン利用規約

このドッグランは、人と動物の豊かな共生生活を目指してつくられました。誰もが安心して快適に利用できるよう、利用規約を守って仲良く、譲り合ってご利用ください

1. 利用登録

- 1) このドッグランは、利用登録制となっています。「荒川知水資料館北区事務室」にて登録のうえ、ご利用ください
利用登録をする際に、その犬が、狂犬病予防法で義務づけられた、毎年1回の狂犬病予防注射の接種と届出をしていることを、自治体から交付された「狂犬病予防注射済票（プレート）」及び獣医師から発行された「狂犬病予防注射済証（写し可）」で確認します
なお、集合注射で注射済票の交付を受け、「狂犬病予防注射済証」が発行されていない犬については当該年度の「狂犬病予防注射済票（プレート）」のみで確認します
- 2) 利用登録が完了した場合でも、利用できない場合がありますので、利用にあたっては、予め最新の利用規約をよくご理解のうえ、利用してください
- 3) 利用登録の有効期限は、狂犬病予防注射を接種した日から1年後の翌月末までです。なお、当該年度の「狂犬病予防注射済票（プレート）」のみで登録された場合の有効期限は、翌年度の6月30日までです。それ以降も利用される場合は、有効期限までの間に再度登録申請をしてください
- 4) 生後4か月未満の犬は登録できません
- 5) 利用登録は1頭ごとに必要です。利用登録証は同居のご家族内で利用が可能ですが、別居のご家族も含め、他人への貸与は認められません

2. 利用できない犬

- 1) しつこく他の犬を追い回すなど、飼い主の指示を聞けない・飼い主が制御できない犬、咬み癖のある犬、闘犬の訓練を受けた犬など、他の犬や人に危害を加える恐れのある犬
- 2) 発情期（ヒート）のメス犬
- 3) 病気（皮膚病等、感染症罹患、消化管内寄生虫等感染）の犬や、ノミ、ダニ、シラミなどの外部寄生虫がいる犬

3. 利用案内

- 1) 利用時間
 - ・ 4月～9月 5時00分から19時00分までの間
 - ・ 10月～3月 6時00分から17時00分までの間

(駐車場は土日、祝日のみ)

- 2) ドッグランの解錠施錠
 - ・9時00分から17時00分はまでの間は常に解錠しています
 - ・上記の時間以外は、利用登録の際に伝えた番号で解錠し、ご利用後は施錠していただくようお願いします
 - ・鍵の番号は決して他人に教えないでください
- 3) ドッグランの閉鎖
 - ・年末年始(12/29~1/3)は閉鎖します
 - ・大雨、強風等の荒天時、災害発生時など、管理者が危険と認めたときは予告なしに閉鎖することがあります
 - ・緊急工事など、広場の維持管理・運営上、やむを得ない場合、予告なしに閉鎖することがあります
- 4) 1人が1回に連れて入れる犬の頭数
 - ・最大2頭までとします
(それ以上はコントロールしきれないと判断するため)
- 5) 犬1頭につき入場できる人数
 - ・最大2人までとします
- 6) 年齢制限
 - ・未就学児は入場禁止です
 - ・小学生から18歳未満の方の利用は、成人以上の保護者の同伴が必要です
(トラブル発生時に、本人が対処できないため)
- 7) エリアの利用サイズ

エリア	説明
A	体重10kg未満の犬
B	体重10kg以上の犬

※設置されている柵を飛び越えてしまう犬は利用できません

※利用案内についての詳細は受付(荒川知水資料館北区事務室)へご確認ください

4. 禁止行為

- 1) ボール・おもちゃ・道具など全ての運動用具の利用および持ち込み・設置
- 2) ベビーカーやドッグキャリヤー、イスなどの工作物、シート等の持ち込み
- 3) 入退場口の二重扉の同時開閉(同時に開閉すると犬が飛び出す危険があるため、1枚ずつ開閉し、必ず1枚は閉まっていることを確認するようお願いいたします)
- 4) マウンティングすること
- 5) 飼い犬や他の犬へのエサ、おやつ等の給餌
- 6) 犬のブラッシングや洗浄行為

- 7) フレキシブルリード・ロングリードを伸ばしての利用
- 8) 犬以外のペットの入場及び人のみでの入場
- 9) 犬だけをドッグランに放置したり、目を離したりする行為
- 10) ドッグラン内での飲食、喫煙
- 11) 訓練士などによる営業活動、許可のない集団での利用及び特定のグループによる独占的利用（ただし、北区、管理者等による催事は除く）
- 12) チラシや物品の頒布・販売といった営業目的の利用や営業活動、広告宣伝行為、政治活動、宗教活動
- 13) 無許可の雑誌・TVなどの取材・撮影及び個人肖像権に抵触する撮影
- 14) 水遊びや水道を出しっぱなしにしての利用
- 15) その他、管理者が、管理運営上支障があると認めたと認めた行為

5. その他注意事項

- 1) ドッグランに入場する際は、必ず登録証を携帯し見える位置に身に着けるとともに、有効な狂犬病予防注射済票（プレート）を携帯してください
- 2) 登録証の譲渡や賃借は一切できません（未登録の犬を入場させないでください）
- 3) 犬の糞尿、吐しゃ物等の処理
 - ・糞や吐しゃ物などの汚物は飼い主が速やかに回収し、責任をもって持ち帰って処分してください
 - ・汚物は緑地のごみ箱やトイレに捨てないでください
 - ・尿をした後は速やかに水で洗い流してください
 - ・飼い犬による汚物に気づかない飼い主を見たらその飼い主に声をかけてください
- 4) 犬のコントロール
 - ・リードを外しているときは、スマートフォンを見続ける・話しこむ・座り込むことなく、犬から目を離さないようにし、犬が興奮状態などに陥った際は、直ちに制止させてください
 - ・犬が「マウンティング」、「追い回し」、「吠え続ける」など、他の犬や人に迷惑を及ぼす状況が発生した場合、飼い主は速やかに制止させてください
 - ・飼い主の指示を聞けない犬は、リードを外さないでください
 - ・咬み癖のある犬は口輪をつけてください
- 5) ドッグランは犬の運動場です。犬との接触、飛びつきなどにより転倒・ケガの危険があります（走り回るとは、犬を挑発する行為になり危険です）
- 6) 事故が発生した場合は全て自己責任です。入場者はよく考えた上で利用ください
- 7) ハイヒール・硬い靴底の靴・ローラーシューズ等での入場はご遠慮ください（犬や人がケガをすることがあります）

- 8) 犬に壊されたり、汚されたりして困るものの着用・持ち込みはご遠慮ください
- 9) 持ち物はベンチや地面に置かず、常に携帯してください
- 10) 路上駐車など、近隣住民や他の緑地利用者に迷惑のかかる行為はおやめください

6. 自己責任による利用

- 1) ドッグラン内や、その周辺で発生した利用者同士のトラブルは、当事者同士で誠心誠意よく話し合って解決してください。北区、管理者は一切責任を負いません
- 2) 人、犬いずれにおいても事故・怪我・病気感染・寄生虫感染等、すべてにおいて自己の責任であることを了承のうえで、ご利用ください
- 3) いかなる場合も、管理者は利用者の個人情報はお伝えできませんので、必要に応じて、お互いの連絡先を交換するなどご対応ください
- 4) 犬が人を咬んだ場合は、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、以下のことを遵守してください
 - ・犬が人を咬んだ場合、飼い主は、適切な応急処置及び新たな事故の発生の防止する措置をとり、発生後24時間以内に、「北区保健所」に届け出（こう傷事故届の提出）をしてください
北区保健所 03-3919-0431
 - ・犬が人を咬んだ場合、飼い主は48時間以内に、その犬の狂犬病の疑いの有無について、獣医師による検診を受けさせる必要があります（検診については、保健所の指示に従ってください）

7. 規約の変更

必要に応じて、荒川岩淵関緑地ドッグラン利用規約を変更することがあります

8. 個人情報について

- 1) 登録申請にかかり、ご提出いただいた個人情報に関しては、ドッグランの管理、登録以外の目的に利用いたしません
- 2) 個人情報に関して閲覧の要望がありましても、警察などの公的機関以外への提供はいたしません

9. 利用登録の抹消、退会について

- 1) 利用規約に違反する行為、その他迷惑行為等があり、管理者等の指導に従っていただけない場合、管理者の判断で利用登録を抹消することがあります
- 2) 登録申請に、虚偽の内容があった場合は、登録抹消することがあります

- 3) 有効期限を待たず、自主的に退会を希望される場合は、「荒川知水資料館
北区事務室」までお申し出ください

東京都北区荒川岩淵関緑地ドッグランは、「北区荒川緑地ふれあいマネジメントグループ」により管理・運営を行っています

荒川知水資料館北区事務室 03-3903-1383